

市県民税の申告相談は2月4日から



63年度の市県民税申告相談が、2月4日から始まります。個人の市県民税は、市が税額を計算し、それを皆さんに通知して納めていただく仕組みになっていますが、市が適正な課税を行うために、皆さんから市県民税の申告書を提出していただき、それに基づいて計算することになっています。そこで、市県民税の申告のしかたについてお伝えします。

申告しなければならぬ方

- ◆六十二年一月一日現在、大館市に住んでおり、六十二年中（一月十二月）に所得のあった方。
- ◆給与所得者で、給与のほか、地代、家賃、農業などの所得のある方。
- ◆大館市に住んでいないが、六十三年一月一日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷のある方。

申告の必要のない方

- ◆所得税の確定申告書を税務署へ提出される方。（所得税の対象者及び所得税の還付を受ける方は税務署へ申告することになっています）
- ◆給与所得者で、勤め先（事業所）から給与支払報告書を提出されている方で給与以外の所得のない方。ただし、前年中に災害を受けたことによる雑損控除や、本人または家族の医療費控除を受けようとする方は、そのための申告が必要です。

農業所得者の皆さんへ

農業所得も他の所得と同様、個々の納税義務者ごとに収支計算をして算定するのが原則ですが、農業所得の収支を明確に記帳していない方のために、市では今年も「農業所得標準」を作成し、申告相談に応じています。農業所得標準によって申告される方は、次の点にご注意ください。

▽臨時雇人費の控除を受ける方は、雇人控帳、作業内容、支払金額等の説明ができる資料を持参願います。資料を持参しない場合は控除

市県民税の申告相談日

◆農業所得のある方で税務署から確定申告書の送付された方の申告相談日は次のとおりです。指定された日に都合の悪い方は、次の期間中で都合のよい日においてください。

期 間	相 談 区 域	場 所
2/4(木)	十二所地区	市役所第四会議室
5(金)	二井田地区	
8(月)	下川沿地区	
9(火)	釈迦内地区	
10(水)	長 木地区	
12(金)	上川沿地区・大館地区	
15(月)	真中地区・大館地区	
16(火)	花岡地区	市役所第四会議室
17(水)	矢立地区	

〈申告時間〉 午前…9時から正午まで
午後…1時から4時まで

※2月18日以降の申告相談日については次号でお知らせします。

◆申告相談の問い合わせ先
税務課民税保険税係
☎49-3111 内線230、231

営業所得者の皆さんへ

営業所得があると思われる方には、収支計算用紙を申告書に同封しますので、自分で所得金額を計算して申告書に添付してください。（六十二年中に新たに事業を開始した方で、収支計算用紙が同封されていない場合は税務課へ連絡してください）

譲渡所得のある方

年中に新たに事業を開始した方で、収支計算用紙が同封されていない場合は税務課へ連絡してください。

譲渡所得のある方で、税務署へ申告する方は、市県民税の申告の必要はありませんが、農業所得について前もって相談を受ける場合は、早めにご相談ください。

※譲渡所得の申告相談は、税務署から指定された日に行ってください。

申告するとき

持参するもの

- ▽申告書と印鑑（申告書には住所、氏名を記入してください）
- ▽六十二年中に支払った医療費、生命保険料、国保税または社会保険料の支払いを証明するもの。
- ▽六十二年中に災害、盗難、横領などて損害を受けた方は、それを証明できるもの。
- ▽給与所得者で給与以外の所得のある方は、源泉徴収票。

所得税の確定申告は2月16日～3月15日

▽営業業者は、申告書に同封された決算書（記入のうえ）、帳簿など関係書類。

▽大型農機具を購入した方は、それを証明できる書類と領収書。

税務署から所得税の確定申告書が郵送されている方（農業所得のある方を除く）は、税務署へ申告してください。市県民税の申告は必要ありません。

正しい申告を期限内に

申告しなければならぬ方が申告をしなかった場合は、一部の控除ができないほか、各種証明書（所得証明書や扶養証明書など）の発行を受けられません。また、年金等の支払いにも支障をきたすなど、いろいろな点で不利になりますので、正しい申告を期限内に必ずするようにしてください。